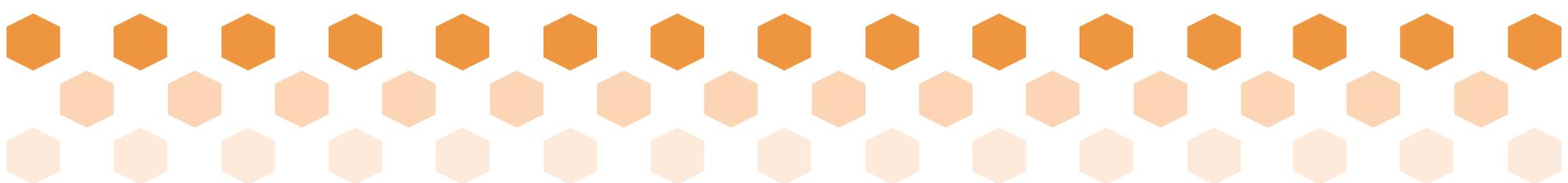


# 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～牛乳・乳製品製造業～



平成30年3月

農林水産省  
食料産業局

# 食品関係で第2弾となる牛乳・乳製品に関するガイドラインを策定

- 昨年の豆腐・油揚製造業の適正取引推進ガイドラインにつづき、新たな事例を盛り込んだ牛乳・乳製品に関するガイドラインを本年3月に策定・公表。

## 策定に係る経緯

### 【平成29年】

4月～：「農業競争力強化プログラム」で「不公正取引について徹底した監視を行う」とこととされた牛乳・乳製品に関する実態調査を開始

小売業者と取引のある全乳業メーカーを対象に、ヒアリング（27社）、アンケート調査（52社から回答）を実施

### 【平成30年】

1月～3月：農林水産省、経済産業省、公正取引委員会が連携し、スーパーマーケット、ドラッグストア等の業界団体の協力も得ながら事案を整理

3月：ガイドライン策定・公表

## 本ガイドラインの特徴

- 豆腐・油揚製造業での項目に加え、
  - ・「短納期発注」、
  - ・「物流費等のコスト増加を反映しない価格決定」など、新たに4項目を追加
- 小売業界で作成した自主行動計画においても、本ガイドラインの内容を踏まえ、適正取引の推進に率先して取り組むことを位置づけ
- 豆腐・油揚製造業と同様に、製造・小売双方にできるだけわかりやすく周知するため、チラシやパンフレットを作成・公開。さらに、業界団体に対し、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会が揃って一体となって説明



# 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン

## ～ 牛乳・乳製品製造業 ～ ができました



### 短納期発注

#### <問題となり得る事例>

× 納品期限が極端に短い当日発注・当日納品を、それに伴うコスト増加分を支払わずに、記録を残さずまたは納期直前に発注を行うことが常態化。



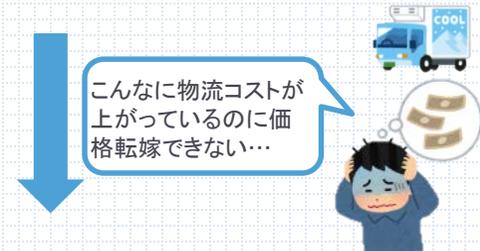
#### <望ましい取引事例>

○ 通常は数日前に数量を確定して発注してもらうとともに、直前の発注を行う場合はコスト増加分を支払ってもらうこととし、いずれの場合も記録を残してもらうことを小売業者に要請し、合意した。

### 物流費等のコスト増加を反映しない価格決定

#### <問題となり得る事例>

× 人件費、物流費等の上昇に伴うコストの大幅な増加について、毎年乳価改定時以外は価格に転嫁することを認めてもらえず、一方的に納品価格を据え置かれた。



#### <望ましい取引事例>

○ 物流費等の増加に際し、乳価改定時に限らず、取引価格について継続的に交渉を行うことで、改定につながった。

### 客寄せのための納品価格の不当な引下げ

#### <問題となり得る事例>

× 小売業者Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売。別の小売業者Bから、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げよう一方的に要求され、断ることができない。



#### <望ましい取引事例>

○ 小売業者Aに対して、恒常的な納価割れ販売は問題であることを説明し、改善された。  
○ 小売業者Bに対して、小売業者Aによる納価割れ販売の実態を説明することで、取引価格を維持することで合意した。

### PB商品をめぐる不利な取引条件の設定等

#### <問題となり得る事例>

× 小売業者から、NB商品※1の取引の中止、取引数量の減少をちらつかされ、著しく低い取引価格でPB商品※2の製造委託を一方的に要求された。



#### <望ましい取引事例>

○ 小売業者とPB商品の価格交渉を行い、納得できる価格で合意した。  
○ NB商品の取扱いを維持、増加してもらうことを小売業者と合意できる場合に、PB商品の製造委託に応じている。

※1 NB商品：ナショナル・ブランド商品  
※2 PB商品：プライベート・ブランド商品

#### <下請かけこみ寺相談窓口>

フリーダイヤル 0120-418-618

(最寄りの「下請かけこみ寺」につながります)

#### <詳しいガイドライン>

農林水産省HPで、ご覧になれます。

牛乳 適正取引



#### <その他独占禁止法及び下請法に関するお問合せ>

公正取引委員会事務総局取引部企業取引課

03-3581-3375